

NEW

まちづくり活動ハンドブック



まちづくりの はじめ方・すすめ方



豊中市

INDEX 目次

はじめに

- ◆わたしたちのまちをわたしたちが育む 1
- ◆まちづくりってどうするの？
まちづくり活動のステップ 2
- ◆地区まちづくり活動団体 2

第1章 まちづくり構想によりまちを改善していく

- ◆まちづくり構想とは？ 4
- ◆まちづくり構想をつくったらどうなる？ 4
- ◆まちづくり構想の策定と実現に取り組むには？ 4
- ◆すすめ方 5

第2章 身近な環境をよくする活動(ハード整備等)によりまちをよくしていく

- ◆小さな「気づき」から始まる地区まちづくり活動(ハード整備)ってどんなもの？ 6
- ◆すすめ方 7

第3章 土地利用のルールによりまちを守り育てていく

- ◆ルールづくりのきっかけ 8
- ◆土地利用のルールとは？ 8
- ◆ルールをつくったらどうなる？ 8
- ◆さまざまな制度の概要を紹介します 8
- ◆土地利用のルール 比較表 9
 - 地区計画 10
 - 都市景観形成推進地区(景観計画) 12
 - 建築協定 12
 - 緑地協定 12
 - 景観形成協定 12
 - 地区まちづくりルール 13
- ◆事例紹介 事例1 緑丘地区 14
 - 事例2 永楽荘地区 15

第4章 地区まちづくり支援制度 16

✿ わたしたちのまちをわたしたちが育む ✿

「ローマは一日にしてならず」と言いますが、まさしくまちのいまは、瞬間的にできたものでもありません。古くからの人々の生活と共にできあがり、これからも未来に向けてまちは常に育っていきます。つまり、まちの姿にゴールはありません。そんな中で、過去と現在を見つめなおし、「これからどんなまちになって欲しいか」というまちの将来像を考え、まちを育むことこそが「まちづくり」ではないでしょうか。

まちには住宅地、商業地、工業地などさまざまな顔があり、豊中市のそれぞれの地域にも、長い歴史の中でつちかってきた個性豊かな特色があります。そこに多くの人々がさまざまな思いを持って生活しています。そのような地域の特色と人々の思いをふまえて、未来のまちの姿を思い描くことで、まちづくりの可能性は広がり、その特色を活かしたまちづくりに取り組むことで、まちの魅力は高まっています。

また、まちの変化の中で、時には好ましくない変化が起こることがあるかもしれません。そのようなときは、毎日の生活のなかで感じるまちの気に入っているところや改善したいところなど、住民自らがまちの魅力と課題点を見つめなおし、まちの将来像を見すえつつ、「どのようなまちにしていきたいか」という思いを込めてまちづくりに取り組むことで、健全にまちを発展させていくことが可能となります。

まちづくりは主役である市民のみなさんと行政が協働して、共に取り組んでいくことで進んでいきます。豊中市では、住みよいまちづくりをめざすために、市民のみなさんが主体となって取り組むまちづくりを支援する仕組みとして「豊中市地区まちづくり条例」を定めています。この条例では、「地区まちづくり」「地区住民」等を次のように定めています。

●地区まちづくり

地区住民が、自らの土地・建物等の利用の改善その他の地区環境を整備すること

●地区住民

自ら定める一定地区において、居住する者又は事業を営む者及び土地・建物等を所有する者

令和4年4月に、みなさんの地域の実情に合った地区まちづくり活動の支援が行えるよう「豊中市地区まちづくり条例」に基づく地区まちづくり支援制度のリニューアルを行いました。このまちづくり活動ハンドブック「まちづくりのはじめ方・すすめ方」では市民のみなさんが地区まちづくり支援制度を活用しながら、地区まちづくりをどのように進めていけばよいか、活動のステップについて紹介します。



まちづくりって
どうするの？

まちづくり活動のステップ

まちづくりを進めるには大きく三つの流れがあり、一つ目は現状のまちが抱えるさまざまな課題を
広くとらえ、望ましいまちのあり方を考えて、まちづくり構想を策定する方法です。(第1章)

二つ目は、身近なまちの環境を考え、「こんなものがあつたらいいな。」を実現し、まちを
よくしていく方法です。(第2章)

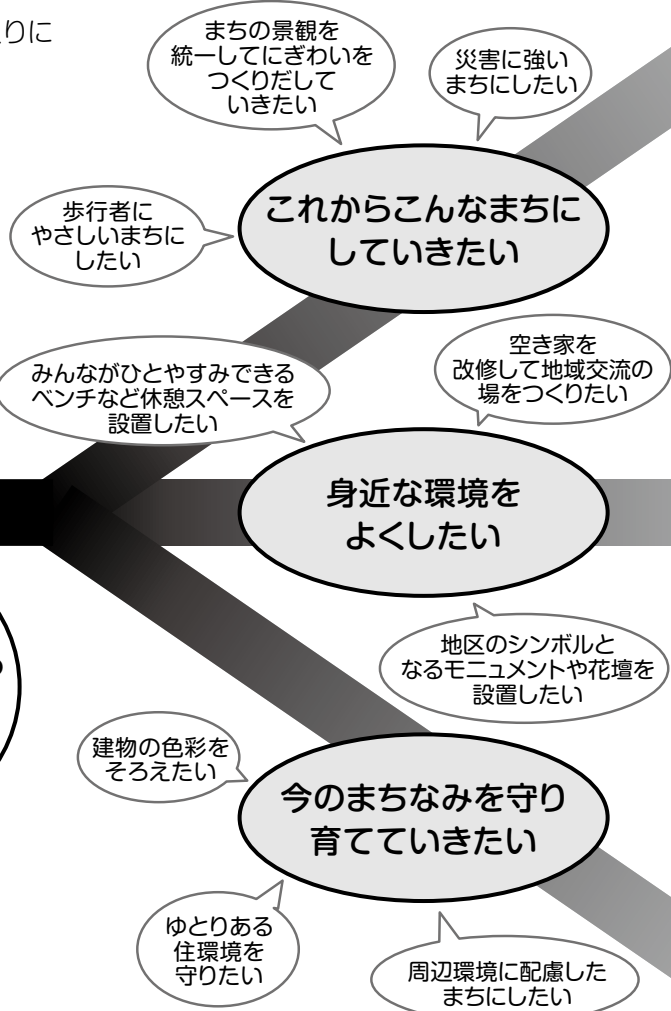
三つ目は、身近なまちの環境を守り、発展させていくため
に、建物を建てるなどの土地利用をする時のルールづくりに
取り組む方法です。(第3章)

まち
づくりの発意
みんなで
話し合おう!!

まちの課題
● 普段の生活で小さな「気づき」に目を
向けてみましょう

仲間づくり
● 「おもい」を
共有する

まちを調べる
● まち歩きなどを
通してまちの
現状を調査



地区まちづくり活動団体(登録)

地区まちづくり活動団体

地区まちづくりに取り組む市民組織で一定要件を満たしたものについて市長が登録する組織

●登録するとどうなる？

- 地区まちづくり条例に基づく市の支援を受けることができます。
- 地区まちづくり活動団体は地区住民に活動内容を公開・説明し、地区住民や地区及びその周辺の地域のまちづくりに携わる人と協力して地区まちづくりを進めます。
- 登録の有効期間は1年で、市に活動実績を報告します。
- 年度末に更新の手続きを行うことで、引き続き団体登録を継続することができます。

第1章 まちづくり構想によりまちを改善していく

(詳しくは4ページへ)

まちづくり構想を考える

- まちの将来像や取り組みの方針の検討
- 十分な周知
- 意向確認、合意形成



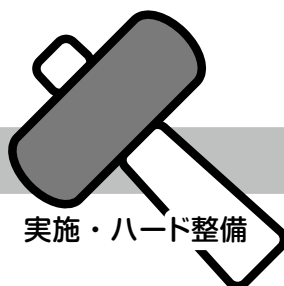
まちづくり構想の運用

第2章 身近な環境をよくする活動(ハード整備等)によりまちをよくしていく

(詳しくは6ページへ)

活動の企画・準備

- 内容・スケジュールを考える
- 十分な周知
- 理解者・支援者を広げる



ハード整備をした場所の活用・運営・管理

- (活動内容の例)
- 地域のシンボルとなるモニュメントや花壇の設置
 - 空き家改修などによる地域交流の場づくり

第3章 土地利用のルールによりまちを守り育てていく

(詳しくは8ページへ)

土地利用のルールづくり

- ルール案の検討
- 十分な周知
- 意向確認、合意形成



ルールの運用

- (ルールの例)
- 法制度等に基づくルール(地区計画・都市景観形成推進地区等)
 - 地区まちづくりに関する自主的な取り決め(地区まちづくりルール)

主な登録要件

- 5名以上の市民組織で、構成員の半数以上が地区住民であること
- 加入又は脱退が自由で、その運営が民主的になされていること
- 活動地区の範囲
 1. 一定の規模以上で、自らの地区まちづくり活動に適したもの
 2. 地区まちづくり活動内容を同じくする他の地区まちづくり活動団体の活動地区と重複しないものその他の要件など地区まちづくり活動団体の詳細はこちらからご覧いただけます。(市ホームページ) ▶▶▶



第1章 まちづくり構想によりまちを改善していく

みなさんがどんなまちにしたいかということを考えて、まちの方向性を「まちづくり構想」に定め運用していきます。まちづくりを進める上で、みなさんでまちの方向性を共有することで「こんなまちに住みたい」「こんなまちにしたい」という「おもい」を形にしていくことをめざします。

ここでは、まちづくり構想に基づくまちづくりの進め方や支援制度について説明します。

◆まちづくり構想とは？

まちづくり構想とは、まちをどのようにしていきたいかという「おもい」と目標がつまつためざすべき姿を表した地図のようなものです。例えば「安全なまち」「便利なまち」など「将来どのようなまちになってほしいか」ということを具体的に図と文章にして書いていきます。その地区の住民や事業者のみなさんと一緒に検討し、「まちづくり構想」として策定し、みなさんで内容を共有していきます。作成するときは、社会状況の変化に応じて、振り返りを行うことができるよう、目標年次を定めます。

◆まちづくり構想をつくったらどうなる？

地区住民に公表し、地区住民は、その構想に基づいて地区まちづくりに努めます。また、地区住民の過半数の賛同を得たまちづくり構想を市へ提案することができます。提案を受けた市は、当該地区のまちづくりに関する施策の策定及びその実施にあたっては、まちづくり構想に配慮して進めていくこととなります。

◆まちづくり構想の策定と実現に取り組むには？

「まちづくり構想の策定」を行うには、一定の要件を満たし、市の認定を受けた団体である必要があります。以下の団体がまちづくり構想の策定、実現化に取り組む団体となります。

●まちづくり協議会

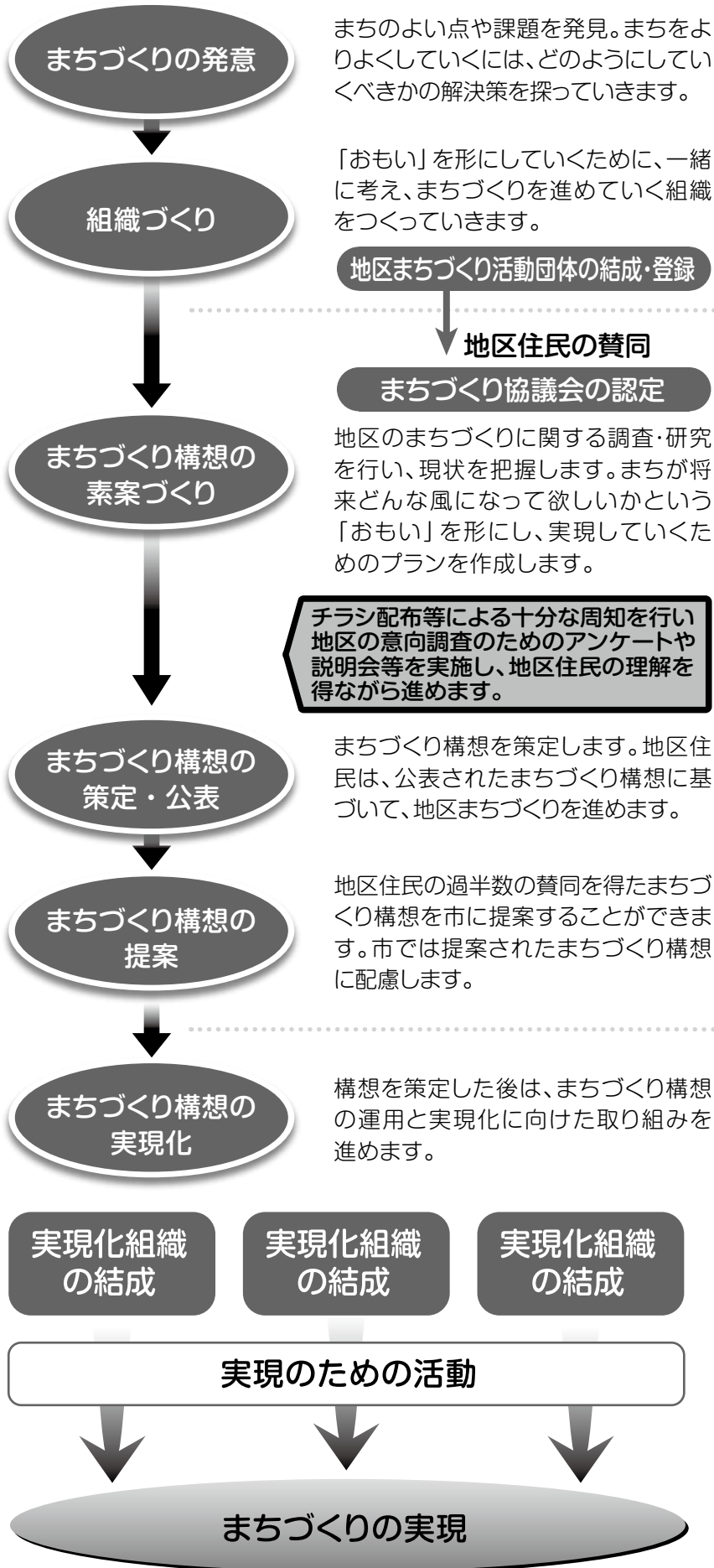
地区まちづくり活動団体で下記の要件を満たしたものについて、まちづくり委員会の意見を聴き、市長が認定する組織。認定された後は、まちづくり構想を策定し地区住民に公表するほか、市に提案することができます。まちづくり構想の策定後は、その実現化組織の一つとしてまちづくりに取り組んでいきます。

- ①その組織が、地区住民で構成されている。
- ②その活動が、まちづくり構想の策定を内容としている。
- ③その活動が、地区住民の過半数の賛同を得ている。

●まちづくり構想実現化組織

まちづくり構想を策定した地区において、構想の実現化を目的として結成した組織。

◆ すすめ方



活用できる支援制度 (詳しくは16ページへ)

出前講座

まちづくり講座

アドバイザー派遣

コンサルタント派遣

活動費助成

事業ごとに支援策を活用

アドバイザー派遣

コンサルタント派遣

活動費助成

クラウドファンディング活用支援助成

第2章 身近な環境をよくする活動(ハード整備等)によりまちをよくしていく

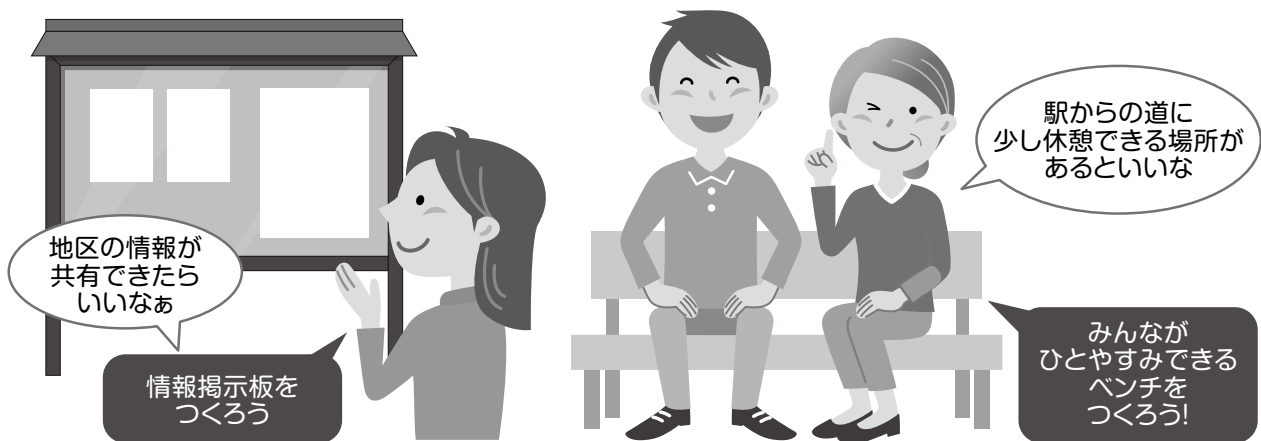
身近な環境について、普段の生活の中でみなさんが「不便だな」「こんなものがあつたらいいのにな」と感じた小さな「気づき」から、まちの環境をよくしていくことができます。地域で小さな「気づき」を共有し、その解決策(目標)を考えます。自分たちができそうなことから、始めてみるのが大切です。「あつたらいいな」という「おもい」が形になれば、より暮らしやすいまちになっていきます。

ここでは、身近なまちの環境をよくしていくまちづくりの進め方や支援制度について説明します。

◆ 小さな「気づき」から始まる地区まちづくり活動(ハード整備)ってどんなもの?



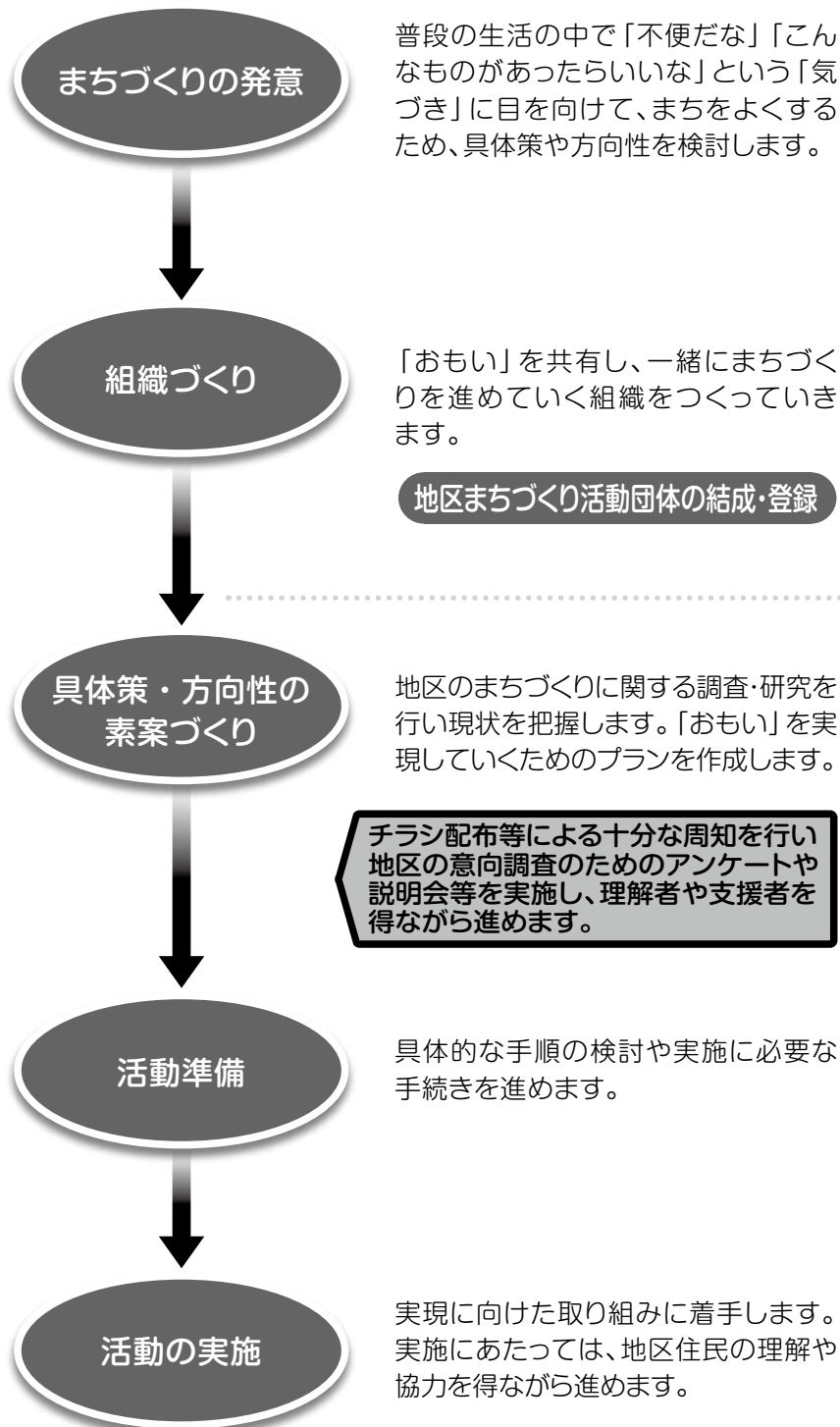
小さな「気づき」や「おもい」がまちづくりにつながります



ハード整備等の活動を行うときは、次の内容をご確認ください。

- ハード整備等の活動が、地区まちづくりの推進を目的として市内で実施するもので、地区住民の共感を得られるものであるか。
- ハード整備等の活動に関して、各種関係法令等を遵守し、実施にあたって必要な許認可等を受ける見通しが立っているか。

◆ すすめ方



活用できる支援制度 (詳しくは16ページへ)

出前講座

まちづくり講座

事業ごとに支援策を活用

アドバイザー派遣

コンサルタント派遣

活動費助成

クラウドファンディング活用支援助成

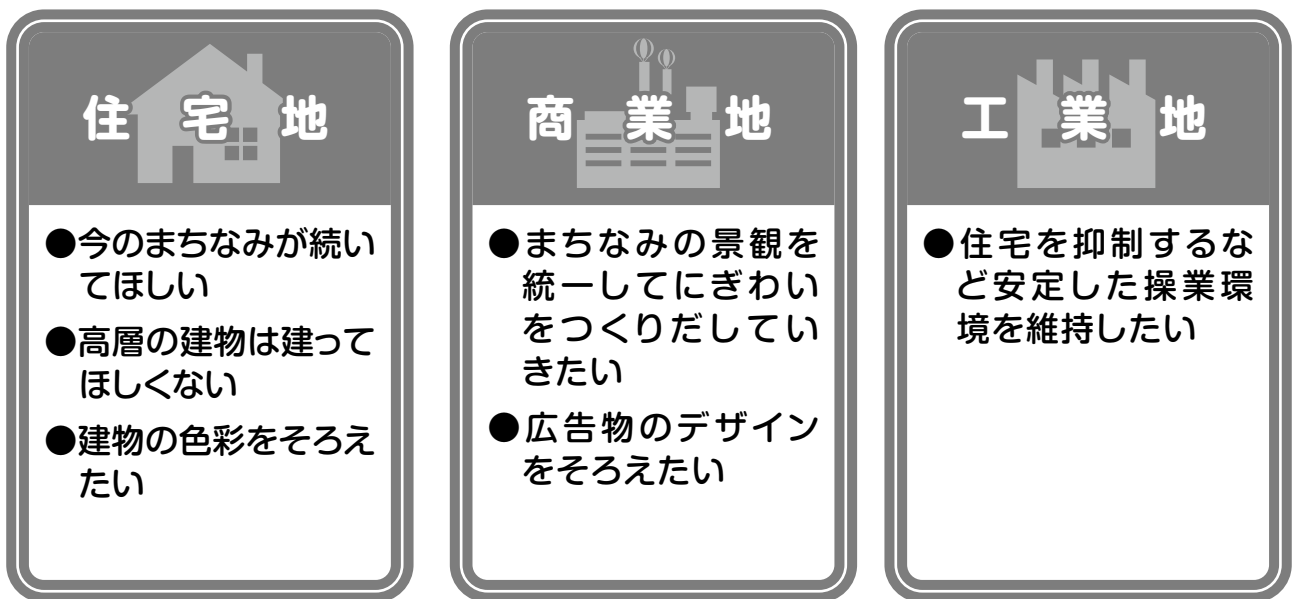
第3章 土地利用のルールによりまちを守り育てていく

今のまちなみを守り、育てていく方法の一つとして、土地利用のルールづくりがあります。「住環境が良い今のまちを守っていききたい」「にぎわいのあるまちなみにしたい」など、どのようなまちにしたいかというまちの将来像が具体的にある場合、まちのルールをつくり、運用していくことで、求めるまちの将来像に向けた誘導が可能となります。

ここでは、土地利用のルールの概要と策定までのステップや支援制度について説明します。

◆ルールづくりのきっかけ

住宅地・商業地・工業地のそれぞれの地域において、さまざまなルールづくりのきっかけがあります。まちの将来像を見すえ、それぞれの地域特性に合ったルールをつくることで、地域の魅力を伸ばしていくことが可能です。



◆土地利用のルールとは？

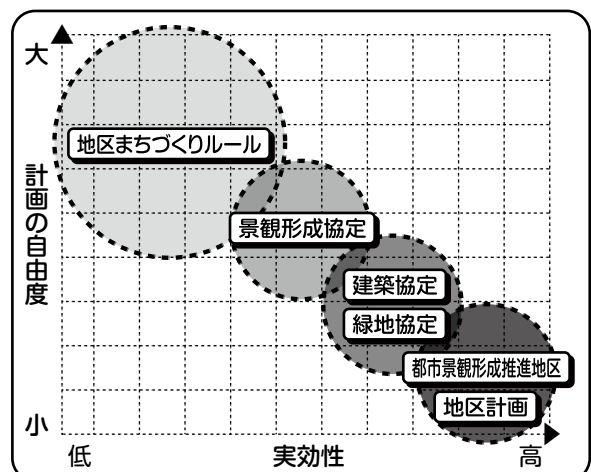
「建物用途を制限する」「建物高さを10m以下に抑える」など建築行為や開発行為を行う際のルールです。あらかじめ地域独自でルールを定めておくことで、そのルールに合った土地利用に誘導することができます。

◆ルールをつくったらどうなる？

建築行為や開発行為を行う時にルールに合った内容にすることで、地域のみなさんが思い描くまちの将来像を実現していきます。

◆さまざまな制度の概要を紹介します

土地利用のルールにはいくつかの種類があり、定めることができる項目や運用主体、ルールの実効性などそれぞれ特長があります。ルールを定める目的や地域の特性に合ったものを選んでください。



◆ 土地利用のルール 比較表

		地区計画	都市景観形成 推進地区 (景観計画)	建築協定	緑地協定	景観形成 協定	地区 まちづくり ルール
策 定 主 体		豊中市		土地・建物所有者		住民等	
根 拠 法 令		都市計画法 建築基準法 都市緑地法 景観法	景観法 都市景観 条例	建築 基準法	都市 緑地法	都市 景観条例	地区 まちづくり 条例
合 意 基 準		土地・建物所有者の 多数の賛同		土地・建物所有者の 全員の合意		住民等の 8割の合意	地区住民のおおむね 2/3以上の賛同
制限が及ぶ範囲		地区全体		合意した敷地のみ		地区全体	
ルールの運営主体		豊中市		地域でつくる運営委員会			地区まちづくり 活動団体
ルールに違反した 場合の措置		市長が 変更命令 建築条例に制限を 定めていない ものは勧告	市長が勧告 または変更命令 変更命令は 都市景観条例に 定めた行為に限る	運営委員会が是正要請・民事訴訟			地区まちづくり 活動団体が 是正要請
有 効 期 間		なし		定める			任意 (登録は1年毎に更新)
定められるルールの種類	建築物・敷地						
	建築物の用途	○	×	○	×	○	○
	建蔽率・容積率	○	×	○	×	○	○
	敷地の最低面積	○	○	○	×	○	○
	敷地分割の禁止	×	×	○	×	○	○
	建物の高さ	○	○	○	×	○	○
	建物の階数	○	×	○	×	○	○
	外壁の後退距離	○	○	○	×	○	○
	塀・垣・柵の種類など	○	○	○	○	○	○
	建築物の形態・色	○	○	○	×	○	○
	建築物の構造・材料	○	×	○	×	○	○
	緑化率	○	○	○	○	○	○
工作物	○	○	×	×	○	○	
良好な景観形成に 必要なルール (木竹の伐採など)	×	○	×	×	○	○	
道路・公園などの位置づけ	○	×	×	×	×	○	

地区計画

地域のルールをみなさんで考え、豊中市が運用します。

制度の位置づけ

- 土地・建物所有者の多数の賛同による、住民からの申し出に基づいて、豊中市が都市計画に定めます。
- 建物の用途や大きさ、敷地規模などについて、地域の実情にあった、きめ細やかなルールを定めることができます。
- 地区計画で定めた制限内容を市の条例に定めます。＊条例で定められない内容もあります。
- 有効期間を定めない永続的なルールです。

地区計画を定めるとどうなる？

- 市の条例に定められた内容については、制限に合わないと建築確認を受けることができません。つまり、地区計画の内容に合うもののみが建築可能になります。

定めることができる項目

■ 区域

道路などで区画されたまちなみ形成に有効な範囲を区域として定めます。

■ 地区計画の目標

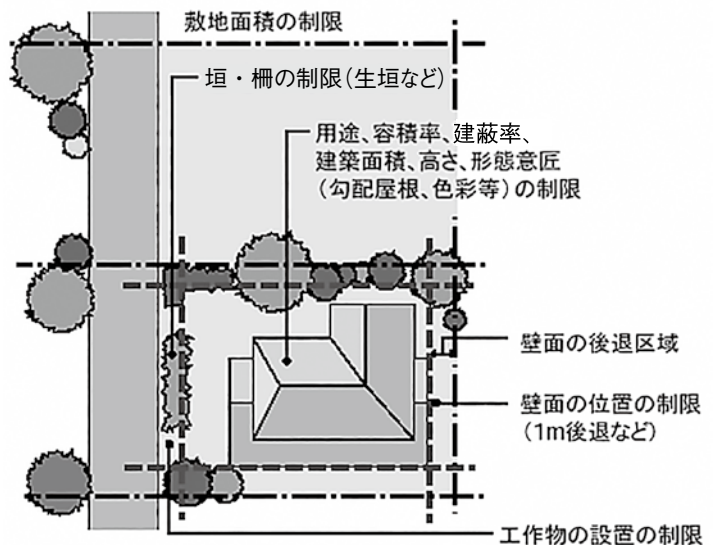
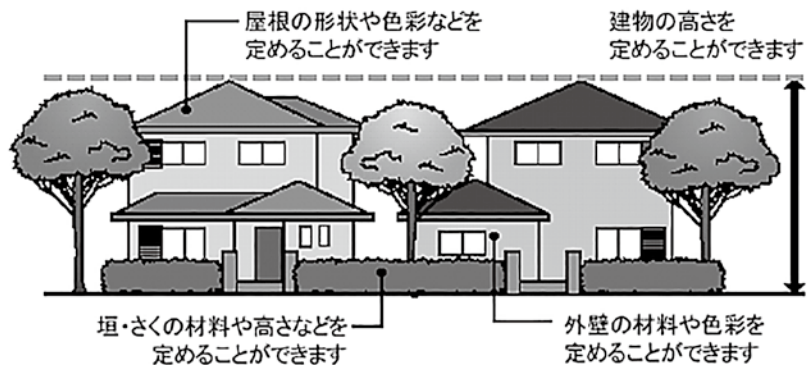
その地域の将来像を定めます。

■ 地区整備計画

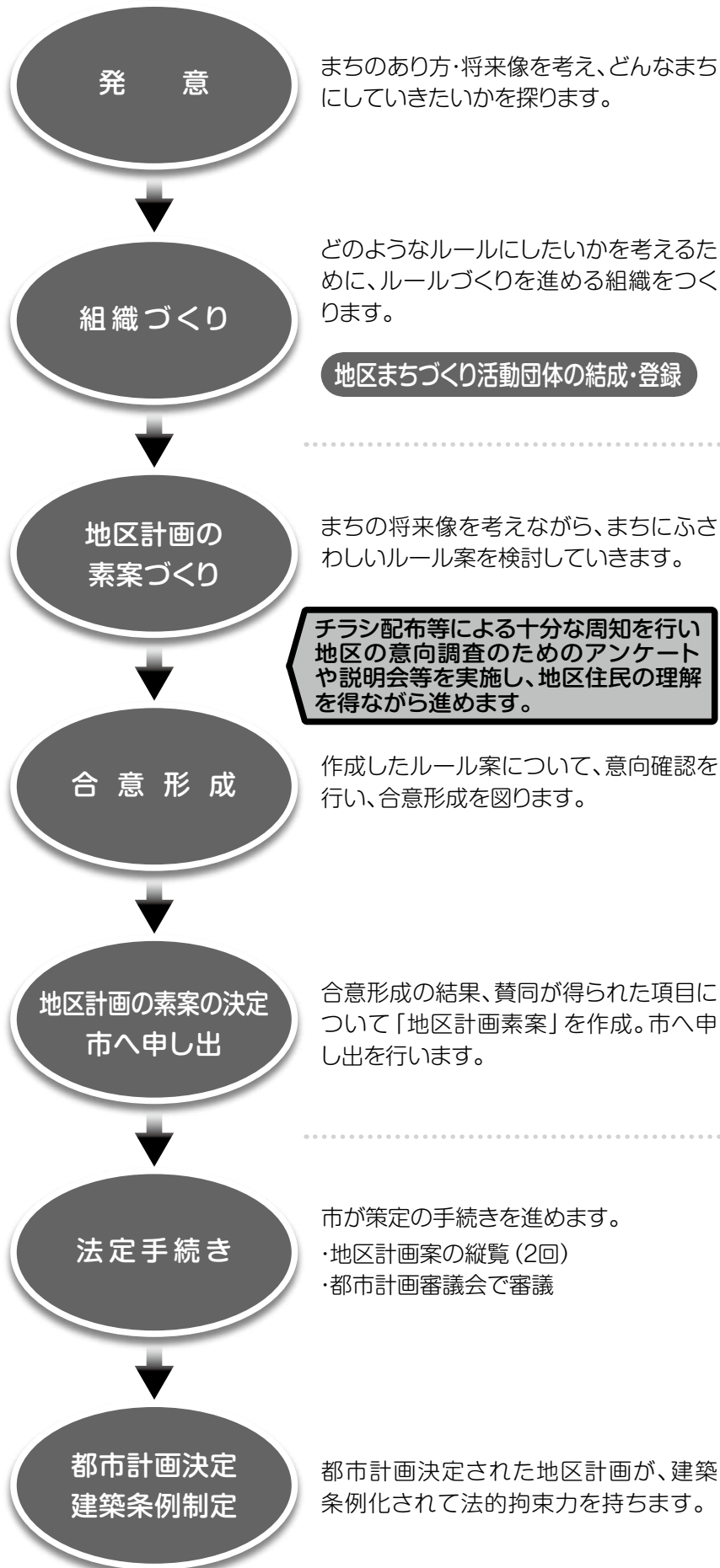
まちの将来像の実現に向けて、具体的制限を定めます。

【例】・用途

- ・ 規模（建蔽率、容積率）
- ・ 高さ
- ・ 壁面の位置
- ・ 敷地の面積、建物の面積
- ・ 塀の種類
- ・ 緑化率 など



● すすめ方



活用できる支援制度 (詳しくは16ページへ)

出前講座

まちづくり講座

アドバイザー派遣

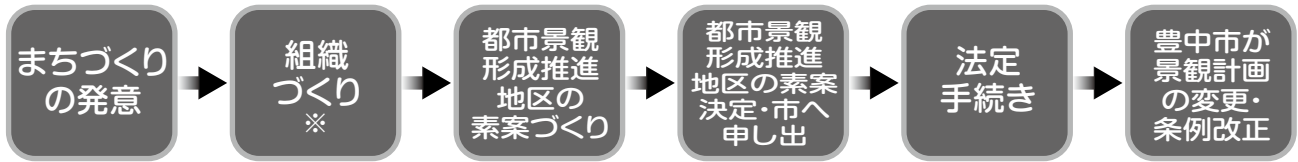
コンサルタント派遣

活動費助成

都市景観形成推進地区（景観計画）

地域のルールをみなさんで考え、豊中市が運用します。

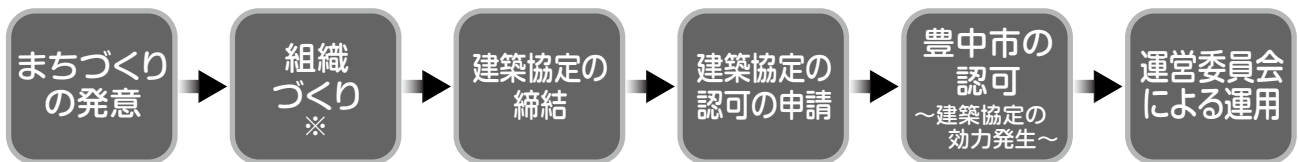
- 建物の色や大きさなど景観のルールを、土地・建物所有者の多数の賛同による住民からの申し出に基づいて、豊中市が都市景観形成推進地区として景観計画に定めます。
- 届出が必要な行為を都市景観条例に定めることで、建築確認の前に市に届出が必要になります。
- 有効期間を定めない永続的なルールです。
- 都市景観形成推進地区指定後は、制限に合わない場合、勧告や変更命令（条例に定めた行為に限る）の対象となります。



建築協定

地域のルールをみなさんで定め、みなさんで運用します。

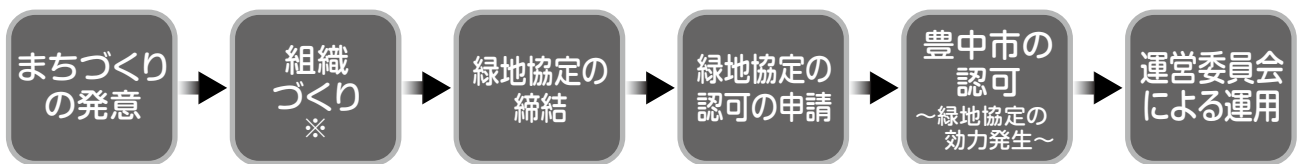
- 土地・建物所有者の全員の合意により、建物や土地の利用についてのルールを定めます。
- 地域のみなさんで協定書を締結し、建築基準法に基づき豊中市が認可します。
- 有効期限のあるルールです。
- ルールの認可後は、建築等にあたっては、地域の運営委員会との協議が必要となります。



緑地協定

地域のルールをみなさんで定め、みなさんで運用します。

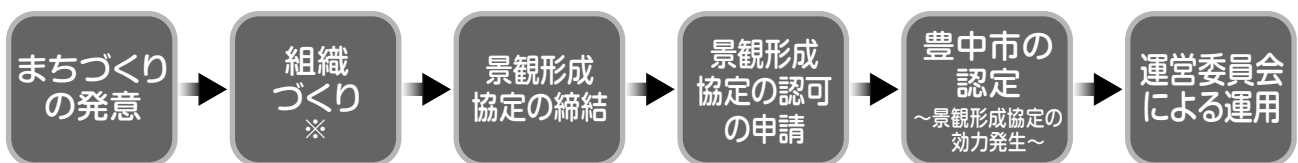
- 土地・建物所有者の全員の合意により、緑地の保全や緑化のルールを定めます。
- 地域のみなさんで協定書を締結し、都市緑地法に基づき豊中市が認可します。
- 有効期限のあるルールです。
- ルールの認可後は、建築等にあたっては、地域の運営委員会との協議が必要となります。



景観形成協定

地域のルールをみなさんで定め、みなさんで運用します。

- 住民等の8割の合意により、景観形成に関するルールを定めます。
- 地域のみなさんで協定書を締結し、都市景観条例に基づき豊中市が認定します。
- 有効期限のあるルールです。
- ルールの認可後は、建築等にあたっては、地域の運営委員会との協議が必要となります。



※地区まちづくり支援制度を活用する場合は、地区まちづくり活動団体の登録が必要です。

地区まちづくりルール

地域のルールをみなさんで定め、みなさんで運用します。

制度の位置づけ

- 住民等のおおむね2/3以上の賛同により、地区まちづくりに関する取り決めを定めます。
- 豊中市地区まちづくり条例に基づき、豊中市が登録します。
- 登録の有効期間は1年です。継続して登録する場合は、更新手続きが必要です。

地区まちづくりルールを登録するとどうなる？

- ルール登録後は、市は地区まちづくりルールをホームページ等に掲載し、広く周知をはかります。
- ルール登録後は、建築等にあたっては地域の地区まちづくり活動団体と協議をすることとなります。
- 地区まちづくり活動団体は、登録した地区まちづくりルールについて、地区住民、地区の土地利用に携わる事業者等の理解及び協力が得られるよう、ルールを運用していく必要があります。

地区まちづくりルールの要件は

●適用範囲

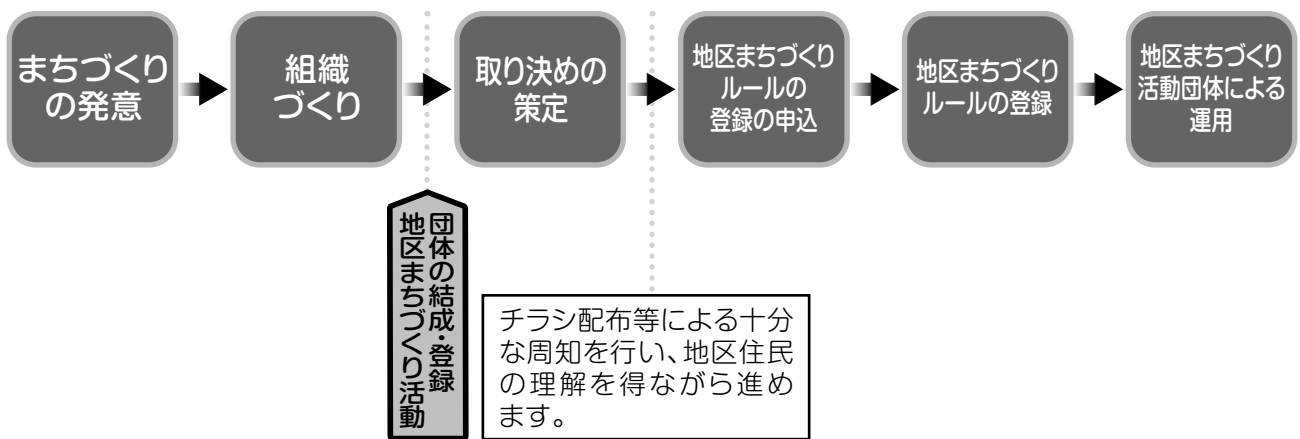
- ア 一定の規模以上で、当該団体の活動地区内であるもの
- イ 他の地区まちづくりルールの適用範囲と重複しないもの

●次に掲げるものを含む内容でないこと

- ア 総合計画、都市計画マスタープラン等に反するもの
- イ 特定の事業等に反対するもの
- ウ 特定の者又は組織に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

●賛同

地区住民のおおむね2/3以上の賛同を得ていること



活用できる支援制度
(詳しくは16ページへ)

出前講座

まちづくり講座

アドバイザー派遣



◆ 事例紹介

豊中市では、主に住宅地において土地利用のルールを定めることで、良好な住環境を守り育てている地区がいくつかあります。ここでは、その策定のきっかけや活動の経過について紹介します。

事例
1

緑丘地区

【運用しているルール】 地区計画

地区の概要

緑丘地区は豊中市北部の丘陵地に位置し、昭和40年代に開発された低層の戸建住宅を中心とした住宅地です。地区内のほとんどが第一種低層住居専用地域で、一部に近隣商業地域や第二種中高層住居専用地域があります。

きっかけ

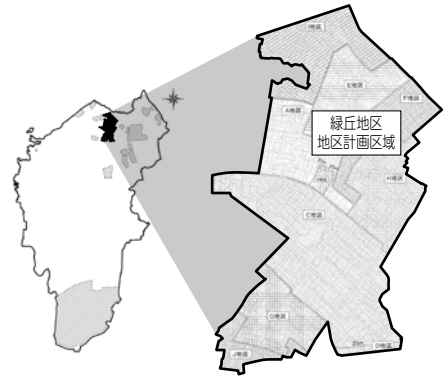
緑丘地区の隣接地においてマンションが建設されたことをきっかけに、地区内の近隣商業地域のところで将来的に住宅用途以外の建物が建つことを危惧し、いまの住環境が維持していけるのかという思いが地域住民に生まれ、現在の住環境を守っていくため、地区計画の検討をはじめました。

活動の経過

自治会メンバーを中心に地区計画を検討することに特化した「緑丘まちづくり研究会」を設立。平成22年には「緑丘まちづくり協議会」と名称を変更。

設立当初は活動資金やノウハウもなく手探りの状態でしたが、研究会において地区計画の制度について勉強し、緑丘地区をどのようなまちにしていきたいかということを経験者メンバーで検討し、最終的には「建物用途」「敷地面積」「建物高さ」の3項目について地区計画の策定を検討。地区住民へのアンケートの結果、権利者の8割の賛同が得られたため豊中市へ地区計画を申し出しました。そして、平成19年6月に豊中市で初めて、住民発意の申し出による地区計画が決定されました。

その後、平成21年から令和元年までに7回の区域拡大が行われ、現在はA地区からJ地区までの10地区、合計57.1haに地区計画が決定され、当該地区では良好な住環境が保全されています。



■ 年表

平成16年	12月	「緑丘まちづくり研究会」設立
平成19年	1月	地区計画素案(A・B地区) 申し出
	6月	地区計画(A・B地区) 決定
平成21年	5月	地区計画素案(C・D地区) 申し出
	11月	地区計画(C・D地区) 決定
平成22年	6月	「緑丘まちづくり協議会」へ 名称変更
		地区計画素案(E地区) 申し出
	11月	地区計画(E地区) 決定
平成23年	6月	地区計画素案(F地区) 申し出
	11月	地区計画(F地区) 決定
平成24年	6月	地区計画素案(G地区) 申し出
	11月	地区計画(G地区) 決定
平成26年	3月	地区計画素案(H地区) 申し出
	8月	地区計画(H地区) 決定
平成27年	9月	地区計画素案(I地区) 申し出
平成28年	2月	地区計画(I地区) 決定
平成31年	2月	地区計画素案(J地区) 申し出
令和元年	8月	地区計画(J地区) 決定

ポイント

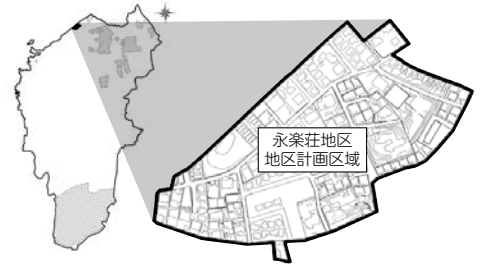
- ルールをつくるきっかけは、「いまの住環境を守りたい」などルールの必要性を感じたタイミングです。
- 一度に広範囲を決めるのではなく、合意形成などにおいて可能な範囲から取り組み、順次区域を拡大していくこともできます。

【運用しているルール】

地区計画

都市景観形成推進地区(景観計画)

景観形成ガイドライン(自主的な取り決め)



地区の概要

永楽荘地区は市の北部に位置しており、昭和初期に住宅地区として開発された、桜並木に彩られた、緑豊かで閑静な戸建住宅地です。地区内の大半を第一種低層住居専用地域が占めており、一部が第一種中高層住居専用地域になっています。

きっかけ

永楽荘地区では、古くから地域住民の理解により住環境の保全に取り組んできており、平成8年9月には住民間で景観形成協定を締結しました。しかし、平成28年9月に同協定の有効期限が切れることから、新たなルールとしてより法的拘束力のある地区計画と都市景観形成推進地区(景観計画)の検討をはじめました。

活動の経過

平成24年に自治会内に検討組織を設立し、制度や策定方法について定期的に勉強会を行い、理解を深めていきました。そして、市のコンサルタント派遣による支援を受けながら、具体的な制限項目の内容についてコンサルタントと共に検討を進めました。

検討会では「建物用途」「敷地面積」「建物高さ」「建物の色彩」「緑化」「擁壁の制限」の項目についてルール化を検討し、ルール内容の是非を問うアンケートにより、権利者の8割の賛同が得られた「建物用途」「敷地面積」「建物高さ」は地区計画で、「建物の色彩」は都市景観形成推進地区(景観計画)で決めました。また、7割の賛同しか得られなかった「緑化」と「擁壁の制限」の項目や地区計画などで定めることができないマナーなどの項目については、自治会独自の「景観形成ガイドライン」に規定し、3つのルールによりまちの住環境を守っています。



年表

平成8年	9月	景観形成協定の締結 有効期限：平成28年9月
平成24年	6月	まちづくり講座受講
	11月	「景観形成協定見直し委員会」を発足
	11月～3月	アドバイザー派遣制度を活用し勉強会を定期開催(1回/月)
平成25年	4月～	コンサルタント派遣(計画業務派遣)を活用し勉強会を定期開催(1回/月)
	7月	第1回権利者アンケート実施
	12月	アンケート結果ニュースター発行
平成26年	7月	第2回権利者アンケート実施
	11月	アンケート結果ニュースター発行
平成27年	1月	自治会臨時総会で申し出を決議 地区計画素案及び都市景観形成推進地区素案の市への申し出
	7月	地区計画決定
	10月	都市景観形成推進地区の指定

ポイント

- 既存ルールが有効期限を迎えるときや、既存ルールから地区計画などの法的拘束力のあるルールへの移行などは、ルールづくりのきっかけになります。
- まちのルールは、各制度ごとに定めることのできる項目が違うなど特長があります。それぞれの特長を活かし、いくつかのルールを組み合わせると効果的です。

第4章 地区まちづくり支援制度

まちづくりを進めるにあたって、各種支援制度があります。それぞれの段階に応じた制度をご活用ください。

講座

出前講座

地域で開催するまちづくりに関する勉強会等に市職員が出向き、まちづくりに関する支援制度や市内の事例などについて説明

参加者集め（市内に在住、在勤、在学するおおむね10人以上の団体等）と会場確保は地域が実施

まちづくり講座

地域で開催するまちづくりに関する勉強会等にまちづくりの専門家を市が派遣し、まちづくりに関する情報や技術、他地区の取り組み事例を紹介

参加者集め（おおむね10人以上の地区住民）と会場確保は地域が実施

●地区まちづくり活動団体は、活動の内容によりまちづくり専門家の派遣と活動費の助成を受けることができます。

まちづくり専門家の派遣

アドバイザー派遣

まちづくりの議論が進む中での問題や疑問などについて助言するまちづくり専門家を市が派遣

- 助言内容：地区まちづくりに関する講習会等における指導及び助言
まちづくり制度及び手法などについての指導及び助言

コンサルタント派遣

継続して技術的な支援が必要な場合に、まちづくり専門家を市が派遣

- 助言内容：組織の運営に関する指導及び助言
まちづくり構想及び地区まちづくり計画案の作成に関する指導及び助言
まちづくり構想を実現するため実施する事業その他地区まちづくりを推進するため実施する事業等に関する指導及び助言

対象事業による助成の期間・内容

助成の種類		対象事業 (1年度につき1事業)	地区まちづくり活動 (右以外のもの)	まちづくり構想を 策定するもの
アドバイザー派遣 (単発派遣)	期間	随時		
	内容	年15回を限度/地区		
コンサルタント派遣 (継続派遣)	期間	2年以内(事業ごと)	3年以内	
	内容	年15回を限度/地区		

地区まちづくりルールをつくる活動は、アドバイザー派遣の支援のみ受けることができます。

活動費助成

地区まちづくり活動に必要な経費の一部を市が助成

- 対象経費：勉強会等の会場使用料や講師謝礼、印刷費、郵送費等
 - ・使用した内容が分かる領収書が必要です。
 - ・食糧費（お茶・茶菓子代等）、交通費（バス代、駐車場代等）、備品購入費（他の活動にも流用可能な器具の購入費）等は含みません。
 - ・申込時、団体の定款、規約又はこれに代わるものの提出が必要です。

対象事業による助成の期間・内容

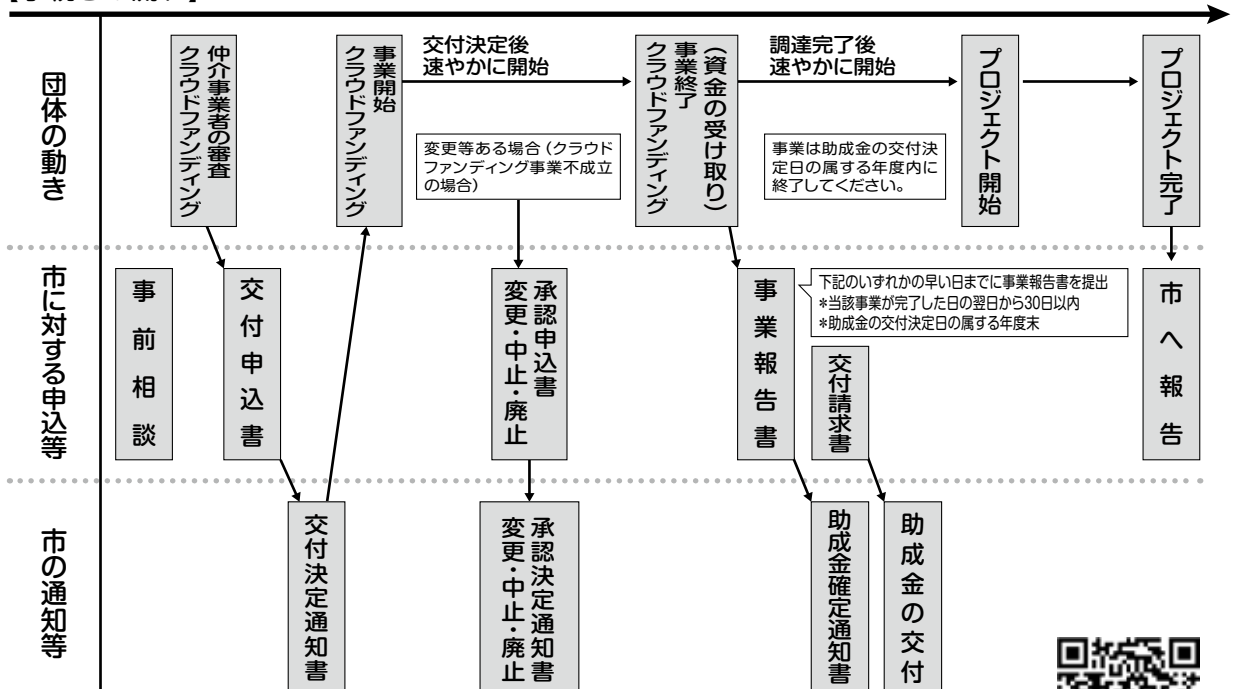
助成の種類		対象事業 (1年度につき1事業)	地区まちづくり活動 (右以外のもの)	まちづくり構想を 策定するもの
活動費助成	期間		5年度以内	3年度以内
	内容		対象経費の3/4かつ 15万円以内/年度	対象経費の3/4かつ 150万円以内/年度

クラウドファンディング 活用支援助成

地区まちづくり活動に必要な経費（主に工事費）をクラウドファンディングにより調達する時に、資金調達の目標金額を達成した場合に支払う手数料の一部を市が助成

- 助成内容：10万円を上限とし、手数料の1/2（1年度につき1事業）
- 要件：①豊中市内において、クラウドファンディングを利用して調達した資金で実施する計画（プロジェクト）が、地区まちづくりの推進を目的とするもので、地区住民の共感を得られるもの
②オール・オア・ナッシング方式で実施し、クラウドファンディング仲介事業者の審査を通過したもの
③資金調達する経費が、主に工事費であり、維持管理費は含まないもの

【手続きの流れ】



地区まちづくり支援制度の詳細は、こちらからご覧いただけます。(市ホームページ)▶



まちづくり活動ハンドブック
まちづくりのはじめ方・すすめ方

【発行日】 令和4年(2022年)8月 第三版

【編集・発行】 豊中市 都市計画推進部 都市計画課 地区まちづくり係
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
TEL:06-6858-2197 FAX:06-6854-9534

